



ホットな見守りニュース

先さきの新聞の長期契約は慎重に…の巻



見守りポイント

- ◎視力が弱くなるなど、活字を読むのがおっくうな様子があれば、新聞の購読契約がどうなっているか、尋ねてください。
- ◎勧誘を断れずに、長期の契約になっている場合があります。

対処方法

- ◆新聞を訪問販売で契約した場合、書面を受け取ってから8日以内ならクーリング・オフができます。
- ◆高額な景品につられて契約しないようにしましょう。
- ◆購読期間を決めて契約する新聞は途中解約が難しいです。不要だと思ったら、きっぱり断りましょう。

●岩出市役所 市長公室 岩出市西野209番地

電話：0736-62-2141 FAX：0736-63-5229

消費生活相談窓口 第1・3火曜日 13:00~16:00 ※詳細は、岩出市ウェブサイトや広報紙でご確認ください。

●和歌山県消費生活センター

和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

電話：073-433-1551 FAX：073-433-3904

※短縮ダイヤル ☎188 でもお近くの相談窓口につながります。